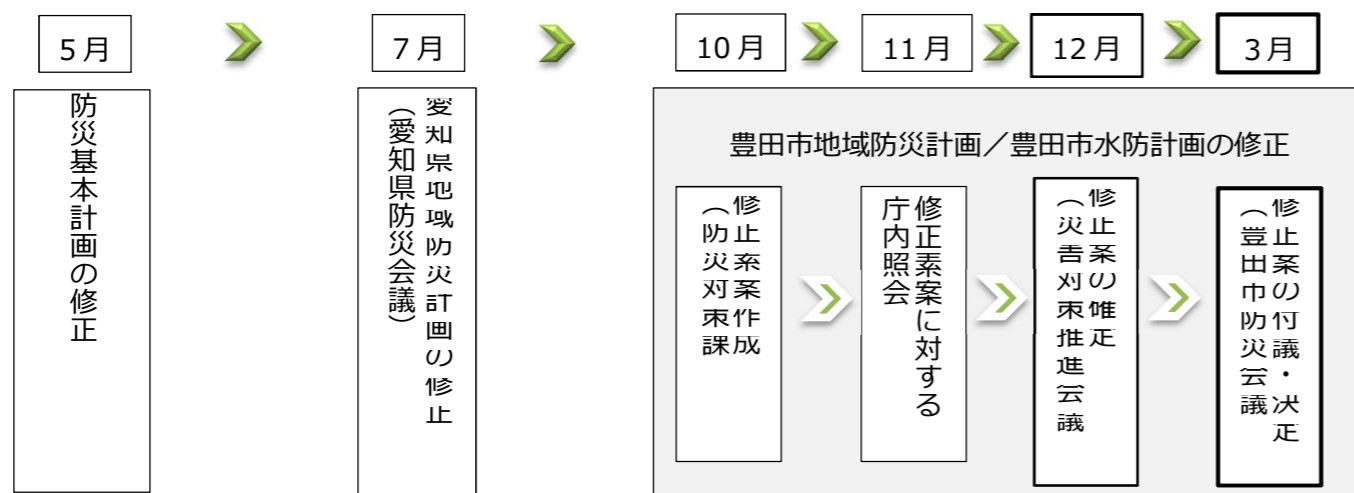


1 地域防災計画及び水防計画修正の根拠・流れ

地域防災計画は、災害予防、災害応急対策、及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画である。水防計画は、河川、ため池などの洪水による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するため、水防に関し必要な事項について定めた計画である。

地域防災計画及び水防計画は、毎年検討を加え必要があると認めるときは修正し、防災会議に諮らなければならないとされている（災害対策基本法第42条、水防法第33条）。



2 豊田市地域防災計画の改訂

(1) 地域防災計画（本編）の構成

《風水害等災害対策計画》	《地震災害対策計画》
第1編 総則	第1編 総則
第2編 災害予防	第2編 災害予防
第3編 災害応急対策計画	第3編 災害応急対策計画
第4編 災害復旧・復興	第4編 災害復旧・復興
	第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応別紙 東海地震に関する事前対策

(2) 改訂内容

① 災害対策基本法の改正を踏まえた修正

ア 避難勧告・避難指示の一本化等

国の防災基本計画の修正を踏まえ、避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うなど、避難情報のあり方を包括的に見直し、1～5の警戒レベルに対応した、「住民がとるべき行動」と「行動を促す情報」を整理した。

※第1編 総則 地震編第4章・風水害等編第2章「基本理念及び重点を置くべき事項」に記載

イ 個別避難計画の作成

国の防災基本計画の修正を踏まえ、避難行動要支援者が円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画の作成を努力義務化することについて、記載を追加した。

※第2編 災害予防 地震編第8章・風水害等編第10章「避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」に記載

ウ 広域避難に関する事項

国の防災基本計画の修正を踏まえ、広域避難に係る県及び市町村間で協議することについて、記載を追加した。

※風水害等編 第3編 災害応急対策計画 第2章 避難行動に記載

② 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正

ア 避難所における感染症対策

国の防災基本計画の修正を踏まえ、避難者の健康管理、避難所の衛生管理や適切な空間の確保等について、記載を追加した。

※第2編 災害予防 地震編第8章・風水害等編第10章
「避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」に記載

イ 避難所開設・運営訓練の実施

国の防災基本計画の修正を踏まえ、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施することについて、記載を追加した。

※第2編 災害予防 地震編第8章・風水害等編第10章
「避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」に記載

ウ パーティション等の備蓄の促進

国の防災基本計画の修正を踏まえ、マスク、消毒液に加え、パーティション等の感染症対策に必要な物資の備蓄を促進することについて、記載を追加した。

※第2編 災害予防 地震編第8章・風水害等編第10章
「避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」に記載

エ コロナの自宅療養者等に対する情報共有等

国の防災基本計画の修正を踏まえ、平常時からの自宅療養者等が危険エリアに居住しているかの確認及び自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整、情報提供することについて、記載を追加した。

※第2編 災害予防 地震編第8章・風水害等編第10章
「避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」に記載

オ 派遣・応援員等の感染症対策

国の防災基本計画の修正を踏まえ、派遣職員の健康管理やマスク着用等の徹底、応援職員等の執務スペースの適切な空間を確保することについて、記載を追加した。

※第2編 災害予防 地震編第8章・風水害等編第10章
「避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」に記載

3 豊田市水防計画の改訂

(1) 水防計画（本編）の構成

第 1 章 総則	第 7 章 水防警報
第 2 章 水防組織	第 8 章 洪水予報
第 3 章 水防施設等	第 9 章 水位情報の周知
第 4 章 水防非常配備体制	第 10 章 水防活動
第 5 章 重要水防箇所等	第 11 章 応援協力
第 6 章 水防に関する予報・警報	第 12 章 水防訓練

(2) 改訂内容

① 重要水防箇所等の変更を踏まえた修正事項（愛知県及び豊田市の取組における修正）

矢作川を始めとする重要水防箇所等において堤防高不足等への対応に向けた改修工事等の結果を反映した内容とするため、必要な修正を行った。

※第 5 章 重要水防箇所等に記載

② 水位観測所における基準水位の変更（愛知県及び豊田市の取組における修正）

千足観測所における水位情報周知を行う基準水位を見直しに伴い、水位の記載を変更した。

※第 9 章 水位情報の周知に記載

③ 災害対策基本法の一部改正に伴う修正（愛知県及び豊田市の取組における修正）

避難情報（避難勧告・避難指示の一本化）の変更に伴い、記載を修正した。

※第 10 章 水防活動に記載

4 改訂スケジュール（予定）

- ・豊田市防災会議 令和 4 年 3 月 4 日（金）（書面開催）
※豊田市地域防災計画及び豊田市水防計画改訂に関する付議
- ・愛知県報告 防災会議後すみやかに報告

豊田市地域防災計画の改訂の要旨

I 豊田市地域防災計画の修正の根拠

豊田市地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第42条）。

また、市町村地域防災計画の作成、修正は市町村防災会議の所掌事務とされており（災害対策基本法第16条）、防災基本計画及び都道府県地域防災計画と整合を図ることとなっている。

II 主な修正事項

1. 災害対策基本法の改正

(1) 避難勧告及び避難指示の一本化

避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うなど、避難情報のあり方を包括的に見直し、1～5の警戒レベルに対応した、「住民がとるべき行動」と「行動を促す情報」を整理し、記載を追加した。

<主な修正箇所>

項目	新旧	本編
■風水害等編 第1編 第2章 基本理念及び重点を置くべき事項	P1	P5
■地震編 第1編 第4章 基本理念及び重点を置くべき事項	P3	P13

(2) 広域避難に関する事項

広域避難に係る県及び市町村間の協議をすることについて、記載を追加した。

<主な修正箇所>

項目	新旧	本編
■風水害等編 第3編第2章 避難行動	P33	P126

(3) 個別避難計画の作成

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画の作成が努力義務化されたことについて、記載を追加した。

<主な修正箇所>

項目	新旧	本編
■風水害等編 第2編第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	P17	P90
■地震編 第2編第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	P23	P89

2.新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正

(1) 避難所における感染症対策

避難者の健康管理、避難所の衛生管理や適切な空間の確保等について、記載を追加した。

<主な修正箇所>

項目	新旧	本編
■風水害等編 第2編第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	P15	P85
■地震編 第2編第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	P22	P86

(2) 避難所開設・運営訓練の実施

感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練の積極的な実施について、記載を追加した。

<主な修正箇所>

項目	新旧	本編
■風水害等編 第2編第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	P15	P85
■地震編 第2編第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	P23	P86

(3) パーティション等の備蓄の促進

マスク、消毒液に加え、パーティション等の感染症対策に必要な物資の備蓄を促進することについて、記載を追加した。

<主な修正箇所>

項目	新旧	本編
■風水害等編 第2編第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	P15	P85
■地震編 第2編第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	P21	P86

(4) コロナの自宅療養者等に対する情報共有等

平常時からの、自宅療養者等が危険エリアに居住しているかの確認及び自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整、情報提供について、記載を追加した。

<主な修正箇所>

項目	新旧	本編
■風水害等編 第3編第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策	P38	P157
■地震編 第3編第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策	P42	P164

(5) 応援職員等の感染症対策

派遣職員の健康管理やマスク着用等の徹底、応援職員等の執務スペースの適切な空間を確保することについて、記載を追加した。

<主な修正箇所>

項目	新旧	本編
■風水害等編 第2編第11章 広域応援・受援体制の整備	P21	P95
第3編第1章 活動態勢（組織の動員配備）	P24	P113
■地震編 第2編第10章 広域応援・受援体制の整備	P27	P99
第3編第1章 活動態勢（組織の動員配備）	P33	P118

3 その他最近の国の施策等を踏まえた修正

(1) 災害対応業務のデジタル化の推進

<主な修正箇所>

項目	新旧	本編
■風水害等編 第1編第2章 基本的理念及び重点を置くべき事項	P1	P5
■地震編 第1編第4章 基本的理念及び重点を置くべき事項	P3	P13

(2) 福祉避難所の活用による要配慮者の円滑な避難の確保

<主な修正箇所>

項目	新旧	本編
■風水害等編 第3編第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	P39	P182
■地震編 第3編第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	P43	P188

(3) あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の推進

<主な修正箇所>

項目	新旧	本編
■風水害等編 第2編第2章 水害予防対策	P5	P30

(4) 正常性バイアス等の必要な知識を教える実践的な防災教育の推進

<主な修正箇所>

項目	新旧	本編
■風水害等編 第2編第12章 防災訓練及び防災意識の向上	P23	p97
■地震編 第2編第11章 防災訓練及び防災意識の向上	P29	P102

Ⅲ 主な修正の内容

1. 災害対策基本法の改正

(1) 避難勧告及び避難指示の一本化

<修正箇所>	
■風水害等編	第1編 第2章 基本理念及び重点を置くべき事項（ほか多数）
■地震編	第1編 第4章 基本理念及び重点を置くべき事項（ほか多数）
<新旧対照表>	
■風水害等編	P 1（ほか多数）
■地震編	P 3（ほか多数）

■風水害等編

現行（令和3年2月修正）	修正案
<p>第2節 重点を置くべき事項</p> <p>3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項</p> <p>住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、<u>避難勧告等</u>の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「<u>屋内安全確保</u>」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。</p> <p>また、<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・避難指示（緊急）及び災害発生情報</u>（以下「<u>避難勧告等</u>」という。）等に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にする。</p>	<p>第2節 重点を置くべき事項</p> <p>3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項</p> <p>住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、<u>避難情報</u>の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示に加えての必要に応じた「<u>緊急安全確保</u>」の指示、避難行動要支援者名簿<u>及び個別避難計画</u>の作成及び活用を図ること。</p> <p>また、<u>高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保</u>（以下「<u>避難情報</u>」という。）等の行動を促す情報に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にする。</p>

■地震編

現行（令和3年2月修正）	修正案
<p>第2節 重点を置くべき事項</p> <p>4 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項</p> <p>住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、<u>避難勧告等</u>の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「<u>屋内安全確保</u>」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。</p>	<p>第2節 重点を置くべき事項</p> <p>4 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項</p> <p>住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、<u>避難情報</u>の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「<u>緊急安全確保</u>」の指示、避難行動要支援者名簿<u>及び個別避難計画</u>の作成及び活用を図ること。</p>

(2) 広域避難に関する事項

<修正箇所> ■風水害等編 第3編 第2章 避難行動
<新旧対照表> ■風水害等編 P32

■風水害等編

現行 (令和3年2月修正)	修正案
(新設) (新設)	第4節 広域避難 1 広域避難に係る協議 (1) 市における措置 市は、災害が発生するおそれがある場合において、避難指示の発令による避難先を当該市町村内の指定緊急避難場所その他の避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の市町村に滞在させる必要があると認められるときは、当該居住者等の受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。なお、他の都道府県の市町村への受入れについては、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、他の都道府県の市町村に直接協議することができる。 (2) 県における措置 県は、県域を越える避難について、市町村から要求があった場合は、避難先都道府県と協議を行う。県は、市町村から求められたときは、広域避難に関する事項について助言を行う。 2 居住者等の運送 (1) 県における措置 県は、災害が発生するおそれがある場合であって、居住者等の生命又は身体を当該災害から保護するため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、居住者等の運送を要請することができる。要請にあつては、次の内容を示すものとする。

現行（令和 3 年 2 月修正）	修正案
	ア <u>運送すべき人</u> イ <u>運送すべき場所</u> ウ 期日

（3）個別避難計画の作成

<修正箇所>	
■風水害等編	第2編 第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策
■地震編	第2編 第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策
<新旧対照表>	
■風水害等編	P 1 7
■地震編	P 2 3

■風水害等編

現行（令和 3 年 2 月修正）	修正案
第2節 要配慮者支援対策 市及び社会福祉施設等管理者における措置 (略) (3) 避難行動要支援者対策 (略) (追加)	第2節 要配慮者支援対策 市及び社会福祉施設等管理者における措置 (略) (3) 避難行動要支援者対策 (略) ウ <u>個別避難計画の作成等</u> <u>(ア)個別避難計画の作成</u> <u>市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。</u> <u>(イ)避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供</u> <u>市町村は、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他個別避難計画に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲を市町村地域防災計画であらかじめ定めておく。</u> <u>併せて、これらの情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について市町</u>

現行（令和 3 年 2 月修正）	修正案
<p>ウ 市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。</p> <p>（略）</p>	<p>村地域防災計画であらかじめ定めることとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用を支障が生じないよう、情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>また、市町村は、当該市町村の条例の定めにより又は避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。</p> <p>（ウ）個別避難計画と地区防災計画の整合</p> <p>市町村は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</p> <p>エ 市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。</p> <p>（略）</p>

■ 地震編

※ 風水害等編と同様の修正を行う。

2. 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正

（1）避難所における感染症対策

<修正箇所>	
■ 風水害等編	第 2 編 第 1 0 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策
■ 地震編	第 2 編 第 8 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策
<新旧対照表>	
■ 風水害等編	P 1 5
■ 地震編	P 2 2

■風水害等編

現行（令和3年2月修正）	修正案												
<p>第1節 避難所の指定・整備等</p> <p>市における措置</p> <p>(2) 指定避難所の指定</p> <p>ウ 避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><一人当たりの必要占有面積></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">1 m²/人</td> <td>発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積</td> </tr> <tr> <td>2 m²/人</td> <td>緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積</td> </tr> <tr> <td>3 m²/人</td> <td>避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積</td> </tr> </table> <p><small>※ 介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。 また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。</small></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(5) 避難所の運営体制の整備</p> <p>カ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</p>	1 m ² /人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積	2 m ² /人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積	3 m ² /人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積	<p>第1節 避難所の指定・整備等</p> <p>市における措置</p> <p>(2) 指定避難所の指定</p> <p>ウ 避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><一人当たりの必要占有面積></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">1 m²/人</td> <td>発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積</td> </tr> <tr> <td>2 m²/人</td> <td>緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積</td> </tr> <tr> <td>3 m²/人</td> <td>避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積</td> </tr> </table> <p><small>※ 介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。 また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。</small></p> <p style="text-align: center;"><新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積></p> <p><u>一家族が、目安で 3m×3m の 1 区画を使用し、各区画（一家族）の距離は 1～2m 以上空ける（※人数に応じて区画の広さは調整する。）。</u></p> <p>(5) 避難所の運営体制の整備</p> <p>カ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、<u>ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</u></p>	1 m ² /人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積	2 m ² /人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積	3 m ² /人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積
1 m ² /人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積												
2 m ² /人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積												
3 m ² /人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積												
1 m ² /人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積												
2 m ² /人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積												
3 m ² /人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積												

■地震編

※ 風水害等編と同様の修正を行う。

(2) 避難所開設・運営訓練の実施

(3) パーティション等の備蓄の促進

<修正箇所>	
■風水害等編	第2編 第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策
■地震編	第2編 第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策
<新旧対照表>	
■風水害等編	P 1 5
■地震編	P 2 3

■風水害等編

現行（令和3年2月修正）	修正案
第1節 避難所の指定・整備等 市における措置 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。 (略) (5) 避難所の運営体制の整備 (追加)	第1節 避難所の指定・整備等 市における措置 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、 <u>段ボールベッド、パーティション等の整備</u> を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。 (略) (5) 避難所の運営体制の整備 キ <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</u>

■地震編

※ 風水害等編と同様の修正を行う。

(4) コロナの自宅療養者等に対する情報共有等

<修正箇所>	
■風水害等編	第3編 第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策
■地震編	第3編 第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策
<新旧対照表>	
■風水害等編	P 3 8
■地震編	P 4 2

■風水害等編

現行（令和3年2月修正）	修正案
<p>第2節 防疫・保健衛生 市における措置 （追加）</p>	<p>第2節 防疫・保健衛生 市における措置 (13) <u>自宅療養者等の避難確保</u> <u>ア 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。</u> <u>イ 防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。</u></p>

■地震編

※ 風水害等編と同様の修正を行う。

（5）応援職員等の感染症対策

<修正箇所>	
■風水害等編	第2編 第11章 広域応援・受援体制の整備 第3編 第1章 活動態勢（組織の動員配備）
■地震編	第2編 第10章 広域応援・受援体制の整備 第3編 第1章 活動態勢（組織の動員配備）
<新旧対照表>	
■風水害等編	P 21、24
■地震編	P 27、33

■風水害等編

第2編 第11章 広域応援・受援体制の整備

現行（令和3年2月修正）	修正案
<p>第1節 広域応援体制の整備 市における措置 <u>イ 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備</u> 県及び市町村は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体</p>	<p>第1節 広域応援・受援体制の整備 市における措置 (6) <u>受援体制の整備</u> 県及び市町村は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選</p>

現行（令和3年2月修正）	修正案
及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。	定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。 <u>その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。</u>

第3編 第1章 活動態勢（組織の動員配備）

現行（令和3年2月修正）	修正案
第2節 職員の派遣要請 1 市における措置 （4）被災市町村への市町村職員の派遣 市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。	第2節 職員の派遣要請 1 市における措置 （4）被災市町村への市町村職員の派遣 市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。 <u>その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u>

■地震編

※ 風水害等編と同様の修正を行う。

3. その他最近の国の施策等を踏まえた修正

○災害対応業務のデジタル化の推進

<修正箇所>	
■風水害等編	第1編 第2章 基本的理念及び重点を置くべき事項
■地震編	第1編 第4章 基本的理念及び重点を置くべき事項
<新旧対照表>	
■風水害等編	P 1
■地震編	P 3

■風水害等編

現行（令和3年2月修正）	修正案
第2節 重点を置くべき事項 1 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項 大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、都道府県間・市町村間の相互支援体制を構築すること。	第2節 重点を置くべき事項 1 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項 大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、都道府県間・市町村間の相互支援体制を構築するとともに、 <u>実践的な訓練の実施に努めること。</u> <u>その際、効果的・効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化</u>

現行（令和3年2月修正）	修正案
	や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。

■地震編

※ 風水害等編と同様の修正を行う。

○福祉避難所の活用による要配慮者の円滑な避難の確保

<修正箇所>	
■風水害等編	第3編 第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策
■地震編	第3編 第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策
<新旧対照表>	
■風水害等編	P 3 9
■地震編	P 4 3

■風水害等編

現行（令和3年2月修正）	修正案
<p>第2節 要配慮者支援対策</p> <p>1 市における措置</p> <p>(5) 福祉避難所の設置等</p> <p>自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。</p>	<p>第2節 要配慮者支援対策</p> <p>1 市における措置</p> <p>(5) 福祉避難所の設置等</p> <p>自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。</p> <p><u>また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</u></p> <p><u>前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</u></p>

■地震編

※ 風水害等編と同様の修正を行う。

○あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の推進

<修正箇所>

<p>■風水害等編 第2編 第2章 水害予防対策</p> <p><新旧対照表></p> <p>■風水害等編 P5</p>
--

■風水害等編	
現行（令和3年2月修正）	修正案
<p>第1節 河川防災対策</p> <p>1 市における措置</p> <p><u>（追加）</u></p>	<p>第1節 河川防災対策</p> <p>1 市における措置</p> <p><u>（3）流域治水プロジェクト</u></p> <p>気候変動の影響による災害の激甚化・頻発化に対応するため、国・県・市町村、地元企業、住民等あらゆる関係者が協働してハード・ソフトの両面から「流域治水」を推進する。</p>

○正常性バイアス等の必要な知識を教える実践的な防災教育の推進

<p><修正箇所></p> <p>■風水害等編 第2編 第12章 防災訓練及び防災意識の向上</p> <p>■地震編 第2編 第11章 防災訓練及び防災意識の向上</p> <p><新旧対照表></p> <p>■風水害等編 P23</p> <p>■地震編 P29</p>
--

■風水害等編	
現行（令和3年2月修正）	修正案
<p>■ 基本方針</p> <p>○ 地震災害を最小限に食い止めるには、県・市町村等防災関係機関による災害対策の推進はもとより、県民の一人ひとりが日ごろから地震災害についての認識を深め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要であるため、県及び市町村は、防災訓練、教育、広報、県民相談等を通じて防災意識の向上を図る</p>	<p>■ 基本方針</p> <p>○ 地震災害を最小限に食い止めるには、県・市町村等防災関係機関による災害対策の推進はもとより、県民の一人ひとりが日ごろから地震災害についての認識や<u>地域の災害リスク</u>、<u>正常性バイアス等の必要な知識</u>を深め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要であるため、県及び市町村は、防災訓練、教育、広報、県民相談等を通じて防災意識の向上を図る</p>

■地震編

※ 風水害等編と同様の修正を行う。

VI 改訂スケジュール（予定）

・豊田市防災会議 議決日 令和4年3月4日

・愛知県報告 防災会議後すみやかに報告

豊田市水防計画の改訂要旨

1 水防計画改訂の根拠

豊田市水防計画は、河川、ため池などの洪水による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するため、水防に関し必要な事項について定めた計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは改訂しなければならないとされている。また、水防計画を変更しようとするときは、市町村防災会議に諮ることとされている（水防法第33条）。

2 主な修正事項

主な修正事項は以下のとおり。

(1)	重要水防箇所等の修正を踏まえた修正事項	P 1
(2)	愛知県の取り組みに係る修正事項	P 1
ア	水位観測所における基準水位の変更	P 1
イ	災害対策基本法の一部改正に伴う修正	P 2

(1) 重要水防箇所等の修正を踏まえた修正事項

【修正箇所】

- ・ 第5章「重要水防箇所等」

【新旧対照表】

- ・ P 1～6

第5章 重要水防箇所等

第1節 重要水防箇所

※内容は新旧対照表のとおり

(2) 愛知県の取り組みに係る修正事項

ア 水位観測所における基準水位の変更

【修正箇所】

- ・ 第9章「水位情報の周知」

【新旧対照表】

- ・ P 19

第9章 水位情報の周知

第3節 水位情報周知を行う水位観測所における基準水位

※内容は新旧対照表のとおり

イ 災害対策基本法の一部改正に伴う修正

【修正箇所】

- ・第9章「水位情報の周知」

【新旧対照表】

- ・ P 1 8
第9章 水位情報の周知
第1節 意義

現行（令和3年1月修正）	修 正 案
<p>国土交通大臣または知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により重大又は相当な損害が生ずるおそれがあるものとして指定した河川（水位周知河川）について、洪水時特別警戒水位等を定め、当該河川の水位が避難判断水位（特別警戒水位）に達したときには、その旨を関係者（知事、水防管理者、量水標管理者）に通知するとともに、一般に周知させるもの。（法13条第1項・第2項・第3項）</p> <p>洪水特別警戒水位は市が行う<u>避難勧告</u>等の目安となるもので、住民等の避難に資する洪水情報を的確に提供するために定められる性格のものである。</p>	<p>国土交通大臣または知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により重大又は相当な損害が生ずるおそれがあるものとして指定した河川（水位周知河川）について、洪水時特別警戒水位等を定め、当該河川の水位が避難判断水位（特別警戒水位）に達したときには、その旨を関係者（知事、水防管理者、量水標管理者）に通知するとともに、一般に周知させるもの。（法13条第1項・第2項・第3項）</p> <p>洪水特別警戒水位は市が行う<u>避難指示</u>等の目安となるもので、住民等の避難に資する洪水情報を的確に提供するために定められる性格のものである。</p>

【修正箇所】

- ・第10章「水防活動」

【新旧対照表】

- ・ P 2 1
第10章 水防活動
第5節 避難

現行（令和3年1月修正）	修 正 案
<p>1 <u>避難の指示・勧告</u> 水防管理者は、その管轄区域内において、洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められる時は、必要と認める区域の居住者に対し避難のため立退きを<u>指示又は勧告（以下「避難勧告等」という。）</u>する。この場合、<u>県豊田警察署長・足助警察署長</u>にその旨を通知するものとする。</p> <p>2 <u>避難勧告等の方法</u> 水防管理者が<u>避難勧告等</u>を行うときは、次の方法により周知を徹底し実効性を有すものとする。</p> <p>(1) <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）</u>である旨、避難先、避難経路及び避難方法その他必要事項を簡潔に明示する。</p>	<p>1 <u>避難の指示</u> 水防管理者は、その管轄区域内において、洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められる時は、必要と認める区域の居住者に対し避難のため立退きを<u>指示（以下「避難指示等」という。）</u>する。この場合、<u>県豊田警察署長・足助警察署長</u>にその旨を通知するものとする。</p> <p>2 <u>避難指示等の方法</u> 水防管理者が<u>避難指示等</u>を行うときは、次の方法により周知を徹底し実効性を有すものとする。</p> <p>(1) <u>高齢者等避難、避難指示</u>である旨、避難先、避難経路及び避難方法その他必要事項を簡潔に明示する。</p>

【修正箇所】

- ・第10章「水防活動」

【新旧対照表】

- ・ P 2 1
- 第10章 水防活動
- 第7節 決壊等の通報並びに決壊後の処置

現行（令和3年1月修正）	修 正 案
<p>2 決壊後の処置（法第26条、法第19条）</p> <p>（1）水防管理者、消防機関の長及び消防団長は、次の事項に留意して、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。</p> <p>ア（略）</p> <p>イ <u>避難勧告等</u></p>	<p>2 決壊後の処置（法第26条、法第19条）</p> <p>（1）水防管理者、消防機関の長及び消防団長は、次の事項に留意して、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。</p> <p>ア（略）</p> <p>イ <u>避難指示等</u></p>

【修正箇所】

- ・第10章「水防活動」

【新旧対照表】

- ・ P 2 1
- 第10章 水防活動
- 第10節 水防報告と水防記録

現行（令和3年1月修正）	修 正 案
<p>1 水防報告（略）</p> <p>（8）<u>避難勧告</u>及び立退きの指示の発令日時、発令区域</p>	<p>1 水防報告（略）</p> <p>（8）<u>避難指示</u>及び立退きの指示の発令日時、発令区域</p>

【修正箇所】

- ・第11章「応援協力」

【新旧対照表】

- ・ P 2 2
- 第11章 応援協力
- 第3節 応援

現行（令和3年1月修正）	修 正 案
<p>6 河川管理者からの情報提供（ホットライン）</p> <p>洪水、高潮の際に、浸水が想定される区域を有する市町村長が行う<u>避難勧告等</u>の発令の判断を支援するための情報提供の一環として、河川管理者としての建設事務所長が氾濫の<u>恐れ</u>があるときなどに、自ら市町村長本人へ直接情報を伝える仕組みを構築し、「ホットライン」運用要綱を定め、運用する。</p>	<p>6 河川管理者からの情報提供（ホットライン）</p> <p>洪水、高潮の際に、浸水が想定される区域を有する市町村長が行う<u>避難指示等</u>の発令の判断を支援するための情報提供の一環として、河川管理者としての建設事務所長が氾濫の<u>おそれ</u>があるときなどに、自ら市町村長本人へ直接情報を伝える仕組みを構築し、「ホットライン」運用要綱を定め、運用する。</p>

【修正箇所】

- ・第12章「水防訓練」

【新旧対照表】

- ・ P 2 2
第12章 水防訓練
第1節 水防訓練

現行（令和3年1月修正）	修正案
(略) 7 避難（ <u>避難勧告等</u> の放送・伝達、居住者の避難）	(略) 7 避難（ <u>避難指示等</u> の放送・伝達、居住者の避難）

3 改訂スケジュール

- ・豊田市防災会議（議決日） 令和4年 3月 4日
- ・愛知県報告 防災会議後すみやかに報告